

**国民生活審議会  
第1回消費者政策部会**

**議事録**

内閣府国民生活局消費者企画課

## 国民生活審議会第1回消費者政策部会議事次第

日 時 : 平成15年9月29日(月) 午前10時00分～11時13分

場 所 : 中央合同庁舎第4号館 第4特別会議室

- 議 事 :
1. 開会
  2. 内閣府大臣政務官あいさつ
  3. 部会長代理指名
  4. 国民生活審議会消費者政策部会の公開について
  5. 国民生活審議会消費者政策部会の今後の運営について
  6. 閉会

### 配布資料

資料1 国民生活審議会消費者政策部会委員名簿

資料2 国民生活審議会関係法令等

資料3 国民生活審議会消費者政策部会の公開について(案)

資料4 21世紀型の消費者政策の在り方について(第18次国生審消費者政策部会最終報告)関連資料

資料5 21世紀型の消費者政策の在り方について(第18次国生審消費者政策部会最終報告)

資料6 国民生活審議会消費者政策部会の今後の運営について(案)

第19次国民生活審議会消費者政策部会委員

(敬称略、50音順)

部会長	落合 誠 一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	石戸谷 豊	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会 委員長
	大河内 美 保	主婦連合会常任委員
	大村 敦 志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	大村 多 聞	三菱商事株式会社理事
	品川 尚 志	日本生活協同組合連合会専務理事
	島田 京 子	日産自動車株式会社グローバル広報・ IR部コミュニティリレーションズ担当部長
	高田 茂 穂	東京都生活文化局消費生活部長
	高橋 伸 子	生活経済ジャーナリスト
	高橋 宏 志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	田村 次 朗	慶応義塾大学法学部教授
	津武 欣 也	毎日新聞社編集委員
	鶴田 俊 正	専修大学経済学部教授
	長田 三 紀	東京都地域婦人団体連盟事務局次長
	糠谷 真 平	国民生活センター理事長
	原 早 苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、青森大学経営学部 非常勤講師
	樋口 公 啓	東京海上火災保険株式会社相談役
	松本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
	三木 浩 一	慶応義塾大学法学部教授
	御船 美智子	お茶の水女子大学生生活科学部教授
	山本 豊	上智大学法学部教授
	渡邊 和 夫	日本食品関連産業労働組合総連合会会長

以上22名

第19次国民生活審議会第1回消費者政策部会出席者

(敬称略、50音順)

部会長	落合 誠 一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	石戸谷 豊	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会 委員長
	大河内 美 保	主婦連合会常任委員
	大村 多 聞	三菱商事株式会社理事
	品川 尚 志	日本生活協同組合連合会専務理事
	島田 京 子	日産自動車株式会社グローバル広報・ IR部コミュニティリレーションズ担当部長
	高田 茂 穂	東京都生活文化局消費生活部長
	高橋 伸 子	生活経済ジャーナリスト
	高橋 宏 志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	田村 次 朗	慶応義塾大学法学部教授
	津武 欣 也	毎日新聞社編集委員
	鶴田 俊 正	専修大学経済学部教授
	長田 三 紀	東京都地域婦人団体連盟事務局次長
	糠谷 真 平	国民生活センター理事長
	原 早 苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、青森大学経営学部 非常勤講師
	樋口 公 啓	東京海上火災保険株式会社相談役
	松本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
	御船 美智子	お茶の水女子大学生生活科学部教授
	山本 豊	上智大学法学部教授
	渡邊 和 夫	日本食品関連産業労働組合総連合会会長

以上20名

落合部会長 それでは、第1回国民生活審議会消費者政策部会を開催させていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

去る7月に第19次の国民生活審議会が発足して、本日の消費者政策部会は新しい委員構成による第1回の会合ということでございます。私は7月24日に開催されました総会におきまして、会長に選任されるとともに、あわせて消費者政策部会の部会長を務めさせていただきますことになりました落合でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず審議に先立ちまして、内閣府の西川大臣政務官にごあいさつをいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

西川大臣政務官 おはようございます。内閣府大臣政務官の西川公也でございます。消費者政策部会の審議に当たりまして一言あいさつを申し上げます。

今日の消費者を取り巻く状況を見ますと、消費者と事業者の間のトラブルが大変増加をしておるわけでありまして。内容を見ますと、非常に多様化、複雑化しております。また、食品の偽装表示事件など、企業不祥事が続発しまして、消費者の事業者に対する信頼が著しく低下しております。

こうしたことから、経済社会の変化に即して消費者政策の基本的な考え方、あるいは施策の内容を再構築することが不可欠となっております。このため、当消費者政策部会におきまして、本年5月に「21世紀型の消費者政策の在り方」に関し報告を取りまとめたいただきました。これを受けまして、政府におきまして、去る7月に開催された消費者保護会議で、同報告の趣旨を最大限尊重するとともに、1つは、消費者保護基本法の見直し、2つは公益通報者保護制度の整備をはじめとしまして、提言の具体化に努めていく、こういう旨を決定したところでございます。

当部会におきましては新たな委員構成のもとで、先般の部会報告の具体化に向けた御審議をいただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、消費者政策の一層の充実強化のため、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

落合部会長 どうもありがとうございました。それでは当部会の委員につきまして、お手元の資料1をごらんいただきたいと思いますが、合計で22名の委員で構成をされております。時間の関係もありますので、恐縮ですが、この名簿の配布をもちまして、委員の紹介にかえさせていただきます。

それでは早速ですが、議事に入らせていただきます。まず、当部会の運営に関しまして、国民生活審議会令の規定、これは資料2にございますが、部会長代理を指名することになっておりますので、規定に従いまして、私から指名をさせていただきたいと存じます。部会長代理は松本恒雄委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいいたします。

続きまして、消費者政策部会の公開について、事務局から説明をお願いいたします。

中村消費者企画課長 それでは、消費者政策部会の公開につきまして御説明させていただきます。お手元の資料3という1枚紙をごらんいただきたいと思います。

部会の公開について(案)ということがございますが、まず1番として会議そのものの扱いでございますが、会議は原則として公開とするということがございます。ただし、特段の理由があると認めた場合には、全部又は一部を非公開とすることができる。それから公開する場合であっても、部会長の判断において、ここに書いてあるような妨害等があった場合には退去させることができるということで、原則として会議は公開であるということが1点目でございます。

それから2点目といたしまして、会議の資料の扱いでございますが、会議の資料は原則として公開をする、こういうことございまして、特段の理由があると部会長が認めた場合には、全部又は一部を公開しないことができるとされております。「なお」ということで、特に御欠席になられる委員などから意見等が提出される場合がございますので、そういったものにつきましては、部会の審議に当たって必要と部会長が認めたものについては、直近の部会にて配布をし、会議資料扱いということにさせていただきたいと思っております。

それから、議事録でございますけれども、発言者名の記載をいたしました全体の議事録を会議終了後、概ね1月以内を目途に公表するという原則をいたしたいと思っております。特段の理由があると部会長が認めた場合は、理由を付して全部または一部を非公開とすることができるということでございます。

それから、議事要旨でございますけれども、発言者名の記載をしない議事の概略の要旨を会議の資料とあわせまして、会議終了後概ね2日以内を目途に公表ということにさせていただければと思っております。

以上、基本的にはできるだけ会議をオープンにしようということございまして、従前の消費者政策部会が行われてきた方針を基本的には踏襲をいたしまして、このような公開の方針にはいかがと思っております。

以上でございます。

落合部会長 それでは、ただいまの説明につきまして、御質問あるいは御意見ございませんでしょうか。

それでは、特にないようですので、当部会の公開につきましては、資料3にありますとおり行うという形によろしいでしょうか。それでは、資料3のとおり決定をさせていただきます。

それでは続きまして、「消費者政策部会の今後の運営について」という議題であります。まず、この議題につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

中村消費者企画課長 それでは御説明させていただきます。資料でございますが、お手元でございます資料4、5、6、に基づきまして、概略を御説明させていただきたいと思っております。

まず、資料4でございますけれども、今後の消費者政策部会の審議を行うに当たりまして、この前の第18次の部会でどういう議論がなされてきたのかということを中心にサーベイをしたものでございまして、初めての委員もおられますので、そのポイントを御説明し、それを踏まえて、今後どういうことを審議していくのかということについて御説明をしたいと思います。

資料4でございますけれども、「21世紀型の消費者政策の在り方について」ということで、前の第18次の審議会で御議論をいただいたポイントが、ここに簡単にまとめてございます。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目にその概略が載っておりますけれども、経緯といたしましては、日本の消費者政策というのが昭和43年の消費者保護基本法のもとに様々な政策が展開をされてきましたけれども、消費者トラブルというのが非常に数の面でも、あるいは内容の面でも難しい局面にきている。その中で企業の不祥事も続発するという状況の中で、消費者が本当に安全で安心できるような消費生活を送ることができるような社会を実現するためには、どうしたらいいのかということで、今の世の中、経済社会にふさわしいものとして、消費者政策そのものを再構築していく。いわば、21世紀にふさわしい消費者政策のグランドデザインを描くことが大事ではないか。そういう問題意識の中で、第18次の消費者政策部会の議論をいただいたということでございます。

こういうことを踏まえまして、昨年6月以降、「21世紀型の消費者政策の在り方について」、消費者政策部会で御議論をいただき、今年の5月に最終報告をとりまとめいただ

いたというのが経緯でございます、資料5についてあります白表紙の厚い冊子が全体の成果物ということでございます。

その成果物の主なポイントだけ簡単に御説明したいと思えますけれども、今、御覧いただいております資料4の紙の2ポツ以下でございますけれども、1つは消費者政策の理念といったものをどのように考えるのかという御議論をいただきました。

その中で1つは消費者政策そのものの転換というものをどういうふうにするのかということでありまして、1つは消費者の位置付けそのものを保護されるというものから、自立した主体というように位置付けを転換していく必要があるのではないか。

それから、政策の手法としても、より市場のメカニズムというものを、市場原理というものを活用していく方向にいくべきではないか。すなわち、事前規制中心のものから事後チェックへの重点のシフトが必要ではないか。

それから、様々な情報の公開、あるいは事業者のコンプライアンス経営の促進、こういったものを大きなポイントとしてとらえていくべきではないかという御議論をいただいたところでございます。

それから、それと関連いたしまして、(2)に書いてございます消費者の権利に関する議論をいただきました。消費者が「自立した主体」として、様々な能動的に行動していくに当たりましては、そこに3つほど例として書いてございますけれども、「安全」あるいは「情報」、「選択」、「救済」、「消費者の教育」あるいは「意見の反映」といったことが非常に重要でありまして、こういったものを消費者政策の権利であるというように位置付けをして、消費者政策を推進する際の理念としての必要性について御議論をいただきました。

これを踏まえまして、次の2ページ目でございますけれども、こういった消費者の権利というものを実現していくために、行政、事業者、消費者がそれぞれの責任や役割といったものを果たしていく必要がある。こういう整理をいただいたわけでございます。以上が消費者政策全体の理念に関する御議論でございます。

それからやや具体論に入りまして、消費者政策そのものの展開ということで3.にございますけれども御議論をいただきました。この中では、消費者の安全をどのように確保していくのか、それから、消費者の契約といったものをどのように適正化していくのか、それから、消費者教育の充実、消費者が実際にトラブルに遇った際の苦情の処理あるいは紛争の解決、これをどのように進めていくのか。それから、最近の経済社会の新しい動きに

対応いたしまして、IT化でありますとか、国際化あるいは環境問題といったようなものに対して、どのように対応していくべきか、こういった点について御議論をいただきました。

それから4.でございますけれども、こういった消費者政策を実際にうまくワークするように運営していくに当たっての環境づくりの実効性確保ということについて、どういったことが必要かという御議論をいただいたところでございます。

(1)に書いてございますのは、消費者政策を進める行政そのものの推進体制をどのようにしていくべきかということでありまして、各般にわたる幅広い消費者政策といったものを一元的に企画・立案、あるいは調整・推進していくような機能を強化すべきである、あるいは、そういったことをやっていくに当たり、中長期的な視点も踏まえた全体としての戦略といったものをはっきりとさせる必要があるのではないか。それから現在、消費者保護会議というものが全体の政府レベルとして消費者政策の決定機関になってございますけれども、その機能をどのように評価をしていくのか。こういった点についての御提言をいただいたところでございます。

それから、(2)の話といたしまして、「違法・不当行為の抑止と監視」ということでございますが、事前から事後にシフトするということもあり、実際に何かあったときの違法・不当行為に対する迅速な取り締まりでありますとか、あるいは行政処分でありますとか、そういったものをきっちりやる必要があるという御指摘をいただいたところでございます。

それから、3つ目としまして事業者等による自主行動基準の策定・運用ということでございまして、これは前回の消費者政策部会におきましても、別途委員会をつくりまして、事業者の自主行動基準の策定・運用に関するレポートを取りまとめていただきました。事業者が自ら様々な倫理要綱、あるいは行動基準といったものを策定し、それを運用していくということによって、消費者の信頼を得るような事業者行動が確立されていく。そういう中では、消費者のニーズに合った事業者というものがマーケットの中で競争力を持って以後残っていく。こういう好循環をつくっていくためにも、この自主行動基準の策定・運用が大事である。こういう御議論でございます。

それから4番目といたしまして、公益通報者保護制度について御議論をいただきました。様々な不祥事が通報をもとに発覚したというようなこともございまして、事業者による法令遵守を確保して、消費者の利益の擁護を図るというために、公益通報者の保護に関する

制度的なルールの明確化が必要であるという御議論をいただきました。

その中で通報の範囲としては、国民生活にかかわる分野での法令違反というものを対象とすること。それから、その中で通報を理由とした労働者への解雇といったものを無効とするとともに、懲戒処分、その他不利益な取扱いということをしてはならないということにすべきであるという御提言をいただいております。

それから、次の3ページ目に移りますけれども、通報に当たっては、誠実性あるいは通報内容の真実相当性といったような要件を踏まえまして、事業者内部あるいは行政機関への通報、その他事業者外部への通報といったものを保護の対象としていく。こういったことについて御議論をいただいたところでございます。

それからもう一つ、(5)でございますけれども、消費者団体訴訟制度についても御議論をいただきました。これは被害を受けた消費者の個人が、被害救済のために訴えを提起するということが実際にはなかなか困難であるということがございますので、消費者の被害を効果的に防止、あるいは救済していくというために、消費者の個人にかわりまして、一定の消費者団体に消費者全体の利益のために訴訟を起こすという、いわゆる団体訴権を認める制度、これを消費者団体訴訟制度と呼びますけれども、その導入が必要であるという御議論をいただきました。

また、消費者団体訴訟制度の中身といたしまして、特に被害の発生拡大というものをまずストップするということの重要性から、差止制度を早急に導入することが必要である。こういうような御議論をいただいたところでございます。

以上が実効性確保の議論でございますけれども、こういった全体を踏まえまして、最後に5番といたしまして、消費者保護基本法の見直しという御議論をいただいております。この前回の部会報告全体が、いわば21世紀型の消費者政策のグランドデザインを描いたわけでございますけれども、これを具体化していくためには、その全体の消費者政策の枠組みを示している消費者保護基本法、これを総合的に見直していく必要があるのではないかということでございます。

その視点として、1つは幾つか先ほど御紹介をいたしました消費者の権利の位置付けなどを含めた消費者政策の理念をどのように明確化していくのか、あるいはそういったことをやっていくに当たり、行政、事業者あるいは消費者、それぞれの責務、役割といったものをどのように明確化していくのか。それから、施策に関する様々な規定が載っておりますけれども、それをもう少し充実していく必要があるのではないか。そして、実際にトラ

ブルが生じた際の苦情処理の体制の明確化、あるいは裁判外での紛争解決といったものを明確に位置付けるべきではないか。そして、最後に行政、そのものの推進体制、先ほど保護会議のお話が出てまいりましたけれども、こういったものを充実強化していく必要があるのではないか。こういったことを切り口といたしまして、昭和43年以降、その改正がなされておられません消費者保護基本法、これにつきまして総合的に見直す必要があるのではないかという御議論をいただいたということでございます。

以上が前回の消費者政策部会で御議論いただきました全体のエッセンスということでございます。

なお、今の資料の次の4ページ以降に「公益通報者保護制度について」ということで、若干詳しく公益通報者についての資料を付けてございますが、エッセンスは先ほど申し上げたことでございますので、ここでは御説明は省略をさせていただきます。

6ページ目でございますけれども、「消費者が自立できる環境づくりに向けて - 暮らしの構造改革 - 」という紙がございます。これは国民生活審議会として、今御説明申し上げましたような部会報告をまとめていただきましたので、それを行政として受けるということでございます。今年7月22日に第35回消費者保護会議、これは総理をヘッドといたしまして、閣僚からなる消費者政策についての決定機関でございますけれども、これを開催をいたしまして、今、お示ししている紙を決定いただいたということでございます。決定の中身は、そこにある書いてございますけれども、今、私が御説明したこととほぼ重なっておりまして、その一番のポイントは一番最後の2行でございます。

すなわち、政府としては、同報告 - すなわち消費者政策部会の報告でございますけれども - の趣旨を最大限尊重し、下記の事項を始めとして、戦略的かつ機動的に消費者政策を推進するということをお決めいただいたということでございます。

その具体的な事例といたしまして、次の最後7ページ目でございますけれども、「記」というところに4点ほど書いてございます。

1点目が消費者保護基本法の見直しということで、基本法について、その位置付けの転換でありますとか、あるいは理念の話でありますとか、先ほど幾つか御説明申し上げましたようなことについて、総合的に検討をし、その見直し作業を早急に進めるということが1点でございます。

それから、2つ目といたしまして、公益通報者保護制度の整備ということでございまして、利用者による法令遵守というものを確保して消費者利益の擁護を図る。このために公

益通報者の保護に関する民事ルールの明確化を図る制度の整備について、早急に具体的な検討を行う。こういうことについてお決めいただいております。

それから、3つ目といたしまして、消費者団体訴訟制度の導入ということでございます。弱い個人にかわって、一定の消費者団体に訴権を与える消費者団体訴訟制度につきまして、特に差止制度の導入を中心に検討をしているということでございます。

それから、4番目としまして、消費者保護会議の改革ということでございます。消費者政策を政府一体として強力に推進していくために消費者保護会議、今もございますけれども、そのものについて、できるだけ外部の知見を活用するであるとか、あるいは消費者政策の重点を示す戦略をつくるといったようなこと。それから、緊急な問題については迅速に会議等を開催し、迅速な対応を決定するというようなことの内容としてございまして、こういった4点ほどを中心といたしまして、いずれにしましても、前回の消費者政策部会の報告を受けて、政府としても消費者政策を充実していこう。こういう意思決定をしていただいた、こういう整理でございます。これがこれまでの動きでございまして、資料5の白表紙は、今申し上げたことの全体の成果物ということでございます。エッセンスは今申し上げたようなことでございます。

最後に資料6というのがございますけれども、「国民生活審議会の今後の運営について（案）」ということで、これまで御説明申し上げましたような状況を踏まえて、今後どういふことを検討していくのかという紙でございます。

まず、テーマでございますが、これまでの消費者政策部会で「21世紀型の消費者政策の在り方」について、いわば在り方論を御議論をいただきましたので、今後は「21世紀型の消費者政策の具体化に向けて」という御議論をいただければというように思っております。

「背景」ということでございますけれども、そこに書いてございます(1)、(2)、(3)のところは、ただいま御説明を申し上げました経緯をもう一度、かいつまんで書いていることですので、繰り返しは避けさせていただきますけれども、(1)にありますように、昭和43年以降に消費者保護基本法ができて以降、様々な問題が出てきていることを踏まえて、5月に最終報告を取りまとめたいただいた。その中では、保護から自立でありますとか、あるいは消費者の権利といったことについて提言がされましたということが(2)にございまして、(3)でそれを受けて政府において保護会議で、ただいま御説明申し上げましたようなことで、この報告を最大限に尊重して、戦略的かつ機動的な

消費者政策を推進することを決定いただいたということでございます。

以上を踏まえまして、(4)でございますけれども、今回の消費者政策部会におきましては、その21世紀型の政策の具体化をいたしまして、各般の政策ツールを整備していく上で必要な課題について調査審議をいただく。こういうことでございます。

3番といたしまして、その中の主な調査審議事項でございますけれども、まず、当面の審議事項というのが(1)として2つ掲げてございます。1つは消費者保護基本法の見直しということでございまして、消費者政策部会の前回の報告におきまして、その見直しの方向性ということで、消費者の位置付けの転換でありますとか、あるいは理念の問題、それから各行政、事業者、消費者の役割、あるいは施策に関する規定、苦情処理、紛争解決の在り方、あるいは行政の推進体制、こういったことについて検討するということの提言をいただいておりますので、これを踏まえまして、同法の見直しの具体化に向けた御審議をいただいております。

それからもう一つ、公益通報者保護制度の整備ということでございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、事業者による法令遵守の確保、それによって消費者の利益の擁護を図っていく。このために公益通報者の保護に関する民事ルールの明確化を図る制度の整備について御提言をいただいたわけでございますので、実際、その制度の具体化について御審議をいただく。こういうふうに考えてございまして、この2つが当面の重要課題というように位置付けております。

それから、今後の検討課題、第2ラウンドということで、2枚目の(2)でございますけれども、2つ掲げてございます。1つは消費者団体訴訟制度の導入ということでありまして、個人ではなかなか色々な面で訴訟を提起することが難しいわけですので、それにかわった一定の消費者団体の訴訟を提起する制度、この必要性ということについて、前回の部会において御提言をいただいておりますので、それを踏まえまして、その導入に向けた調査審議を行っていただくということが1つ。

それからもう一つは、消費者契約法の見直しということでございまして、平成13年の4月に施行されました消費者契約法でございますけれども、附帯決議等でも5年後を目途とした見直しというようなことも言われておりますので、同法の施行後の状況といったものをよく検討いたしまして、その上で、一層の消費者契約の適正化を図るためにどうすべきかという観点から、同法の見直しに向けた審議をいただくということを考えております。

以上のようなことで当面の審議事項を2つ、それから、その上で今後の検討課題という

ことで2つ。こういったことを軸にして消費者政策部会において御審議をいただければというように考えております。

以上でございます。

落合部会長 どうもありがとうございました。それでは、国民生活審議会の消費者政策部会の今後の運営をどうしていくかということにつきまして、資料6というのが、これに最も関係しているところであります。それで18次の国民生活審議会の消費者政策部会で、「21世紀型の消費者政策の在り方」という報告書を出して、これは基本的な基本目標といいますが、グランドデザインを描くということを目標とした報告書であります。したがって、今回の19次の国民生活審議会の消費者政策部会は、このグランドデザインを具体化していくという御議論をお願いするというのが基本的な方向であります。

具体化のための御議論をお願いするものとして、資料6の3にありますように、当面の課題と今後の課題というふうに2つ分けて、当面の課題につきましては、消費者保護基本法の見直し、公益通報者保護制度の整理というものを御議論いただいたらどうだろうかということでありまして、それから先の検討課題としては、消費者団体訴訟制度の導入、それから消費者契約法の見直し、こういう課題を検討していただいたらいかがかというのが、基本的な今後の運営についての案でございます。

これにつきまして御意見あるいは御質問、自由にお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

御船委員 今後の検討課題というところにぜひ入れていただきたいなという点がございまして。と申しますのは、今御説明にありましたように、消費者の権利というのを、どういうふうに具体化して政策に反映していくかということになると思うんですけれども、幾つか消費者の権利というものが挙げられていますけれども、基本的には消費者がきちんと選択できて、そして、充実した消費生活を送れるということの基本には、やはり消費者の能力というのが必要で、それは消費者教育というのが必要だと思うんですけれども、消費者教育単体ではできないわけで、そういう意味では、消費者情報、消費者教育というものの連携をうまくして、消費者の力を高めていくということではないか。そうしますと、消費者情報というのを一言にできてしまっていますけれども、3つぐらいのレベルに分かれていくんじゃないか。つまり消費者からの情報、そして消費者についての情報、そして消費者のための情報、こういう3つの在り方でうまく連携していけばいいと。そうしますと今回、間接的には言及されていると思うんですけれども、消費者情報と言われるものをきちんと

整理しまして、それをうまく収集して、しかも国民のいろんな人に、つまり高齢者にも子どもにも、きちんとその情報がうまくいくような、そういうシステムづくりというのが基本になればいけないじゃないかというふうに思いますので、今後検討課題なのか、基礎的な検討課題なのか、ちょっと私には判断しかねるところもございますけれども、消費者教育と消費者情報の連携的なシステムの具体的な追求というのが課題ではないか。ぜひ、検討をお願いしたいと思います。

以上です。

落合部会長 どうもありがとうございました。今、御指摘の点は、これは当面の課題の中では、恐らく消費者保護基本法の見直しという課題に関連して、今御指摘のあったようないろんな角度からの情報等を含めて、それをどういうふうに消費者保護基本法の中で位置付けていくかということの問題として取り上げられることであろうと思いますので、貴重な御意見をどうもありがとうございました。

原委員、どうぞ。

原委員 メンバーがかなり入れかわっていますけれども、前回までの消費者政策部に傍聴で入らせていただいて、何度か議論を聞かせていただきました。それで当面の課題ということで、消費者保護基本法の改正と公益通報者保護制度の在り方ということなのですが、2つとも大変たくさんの論点が出されていて、これをスケジュールどおり年明けの通常国会に法案という形で提出なされるということだと、実質3か月しかないということになります。

公益通報者保護制度については、報告書の中にもパブリックコメントをとるということまで明記をされていますので、この3か月の間にどういう議論の進め方をなさるのか、それとも、こういうふうにした方がいいという提案を今日この場で議論をするということになるのか、もう少しお話を聞かせていただきたいと思います。

落合部会長 今後の進め方、広い意味での進め方という問題ですね。これはちょっと事務局の方からお願いします。

中村消費者企画課長 御指摘のように、2つのテーマとも非常に大きなテーマでございます。したがって、私どもといたしましては、消費者保護基本法の見直し、それから公益通報者いずれにいたしましても、これまでの議論を踏まえた具体的な方向をよく整理をする必要があるかなというふうに思っておりますので、そういったことをよく整理をした上で、必要に応じてできるだけ部会においても御議論をいただきたいというふうに

思っております。

それから、特に公益通報者保護制度につきましては、パブリックコメント等の件もございますので、現在、具体的な検討作業を進めているというところでございますけれども、今後制度の骨子等ができ上がったところで、本部会においても御議論をいただく機会を設けたいというふうに思っておりますし、それを含めてパブリックコメントというふうなものも行っていきたいというふうに考えております。

落合部会長 これは基本的な見直しを早急に行わなきゃいけない、あるいは公益通報者保護制度は早急に導入しなきゃいけない、スピードを上げなきゃいけないという側面と、他方、じっくりと検討しなきゃいけないという側面と、これはあるところで調整をして折り合いをつけられていかなきゃいけないことだろうと思いますので、今、事務局の方から説明がありましたようなスケジュールで、かなりスピードにも十分な配慮をしつつ、実現をしたいということであろうというふうに思いますが、原委員、何かございますか。

原委員 2点なんですけれども、そうしますと、公益通報者保護制度については、かなり法案にも近いような形でパブリックコメントをとられるというふうな印象でお聞きしたんですけれども、そういう整理でいいのでしょうかということと、この部会での議論というのは何回ぐらいを予定されるのか、2つ課題がありますので、その両方について年内12月までのスケジュールをお聞かせいただきたいと思います。

落合部会長 では、この点も事務局の方からお願いします。

田口審議官 公益通報者保護制度の審議の仕方でございますが、今、具体的な制度の内容につきまして、政府部内で検討しているところでございます。その骨子案が固まり次第、この部会でも御審議をいただくということでございますが、その骨子案というものがどういう形のものになるかとお尋ねと思います。原委員からは法案的なものになるかという御質問ですが、法文という形ではなかなか年内ということだと難しいかと思いますが、できるだけ具体的な姿がわかるような形のもので御審議をいただければというふうに思っております。それをこの部会で御議論いただくと同時に、パブリックコメントにも付して広く意見を求めるという形で行いたいと思っております。

それで審議の回数といいますか、どういう形でどの程度のものをやっていくかということとは、骨子案のまとめ具合、あるいはパブリックコメントがどういう形で御提示できるかということにもかかわりますので、骨子案の内容を見つつ、必要に応じてお諮りしたいというふうに思っております。

落合部会長 ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。田村委員どうぞ。

田村委員 保護から自立へという考え方ということで、市場メカニズムについても御紹介いただきました。従来の消費者保護は、比較的やり方も定着してやりやすかったんだと思いますが、自立ということになりますと、制度的なものをしっかり担保としない限り、単に基本法を書きかえればいいのか、消費者契約法を見直せばいいという単発ではなく、実効性を持たせるためには裁判制度の拡充、司法制度改革とセットで実施する必要があると思います。また、ADRなどは、ぜひ今までの専門的な知見というものが生かされるような、かなり具体的な仕組みを考えないと、恐らく、消費者にしてみると、自立というのは極めて厳しいものになる恐れがあります。ルールだけが変わっても実際は救済されないというような問題が生ずるおそれは十分にあると思いますので、ぜひ具体化のプロセスにおいては、セットで機能するようなものをしっかりと検討するという方針を立てていただければと思います。

落合部会長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。鶴田委員どうぞ。

鶴田委員 今の田村委員の御意見にも関連するんですけども、この厚い報告書の67ページから70ページぐらいにかけて、消費者関連法令というのがたくさんございますね。この法律というのは、いわゆる消費者を保護する時代につくられたものでございますけれども、例えば、保護から自立へというふうに大きなコンセプトが変わっていった場合に、各消費者が持っております法律、それ自身も見直すことが必要になってくるのかどうかというのが第1点であります。

それから、第2点はパブリックコメントについてでございますけれども、各省庁でこのごろ必ずといっていいほどパブリックコメントを求めるようになっておりますが、それは新しい法律とか、制度に反映させることはあり得るのか、一応、パブリックコメントをかけるけど、提案したプランはほとんど修正なくして、そのまま法律なり、制度になっていく場合が多うございますけれども、この国民生活審議会では、どういうふうな位置付けになるのかというあたりを確認していただきたいと思っております。

落合部会長 後で事務局から補足をしていただきたいと思います。第1点の各種いろんな法律がある。これらは現行の消費者保護基本法の枠組みの中でつくられたものが大半であるということになると、見直す必要というのが生ずるかどうかが問題になるという御指摘、これはまさにおっしゃるとおりでありまして、これは全体的に新しいグラ

ンドデザインに合致するものかどうかという見直しを行わなきゃいけない対象として、取り上げられるべきものだと思います。

ただ、消費者保護基本法という、いわば基本法の見直しというレベルの議論を今後行うということになりますので、個々の具体的ないろんな業法、それぞれについて、どういふふうに見直すかという議論というよりも、これらの業法全体を対象にして、基本的にはどういふ業法というものが今後あるべきであるかという、そういう基本的な位置付け、あるいは基本的な方向というものを消費者保護基本法という枠内で取り上げるか、どう位置付けていくかというあたりが、具体的にはこの部会で御議論いただくことではなからうかというふうに思っております。

それから第2点のパブリックコメントでありますけれども、確かに結果的にパブリックコメントをしたけれども、でき上がった法律とパブリックコメントを対比したときに、パブリックコメントというものは必ずしも生かされていないというものがないわけではないということは、確かにそういうことも事実として存在すると思っておりますけれども、消費者政策部会としては、パブリックコメントをする以上は、パブリックコメントを極力尊重して対応するという基本姿勢ははっきりと持ってパブリックコメントを行う。形式的に、ただパブリックコメントを行うというような態度でのパブリックコメントは行わないというふうに私は理解しております。これにつきまして、あと事務局の方が何か補足がありましたらお願いいたします。

中村消費者企画課長 大体今、部会長からお話のあったようなことでございまして、1点目につきましては、個別の法令においても、もともとつくられたのは、かなり保護的な色彩が強い中でつくられた法律が多いわけでございますけれども、その中でも、個々に見ますと、少しずつ事業者に対する事前規制のようなものを少し緩めて、民事ルールのようなものを充実するであるとか、そういう工夫も少しずつ各法令の中でも出てきておりますので、ある意味で、今回基本法の中で、そういう方向性がもう少し明確になれば、それとセットで各個別の法令についても、それとの整合性ということからの基本的な位置付けの検討というものがなされていくであろうというように考えております。

それから、パブリックコメントにつきましても、今、お話があったようなことで、やはり部会としていただきました意見は、それをできるだけ尊重して、取り入れられるものは取り入れていくという検討を我々としてはしていく。そういう基本的な考え方でいきたいというふうに思っております。

落合部会長 ほかに御意見ございますでしょうか。長田委員どうぞ。

長田委員 今の原委員、鶴田委員からの御指摘がありましたように、当面の課題の2課題も非常に重要な課題でございますので、スピードということももちろん大切だと思いますけれども、極力、審議の機会を私どもに与えていただきますよう、何とか時間調整をしていただきたいと思いますっております。

落合部会長 ほかに御意見ございますでしょうか。高橋委員どうぞ。

高橋(宏)委員 微細なことで申しわけありませんが、パブリックコメントについて一言申し上げたいと思います。パブリックコメントの結果の扱いですが、これは私は、多数決ではないと思っております。たくさんの御意見をいただく、それは大変にありがたいことなのですが、ある論点について多数の意見がこうだからという拘束力を持つものではないと思っております。委員の皆さん、全員がそう考える必要はないのかもしれませんが、私はそう思っているということを一言申し上げさせていただきます。

ついでに申し上げますと、矛盾したことを申しますが、パブリックコメントの結果で大きく意見を変えなくてはいけないような原案を出すのは原案提出者のミスという面があり得ます。と同時に、私の経験でもかなりパブリックコメントの結果によって原案を変えております。やはり、そうだったかということはあるわけでございます。ともあれ、多数決ではないというのが私の理解だということを表明させていただきます。

落合部会長 ほかに、品川委員どうぞ。

品川委員 パブリックコメントについての幾つか御指摘が出ていますけれども、関連して、もう一つ、全体の検討を審議する時間が限られているということは、先ほど来御説明がありますけれども、パブリックコメントもやる以上はいろいろ意見を出せる期間が十分確保されて、ある程度余裕を持って時間帯を設定するということが必要だということと、それから、出されている意見について、何らかの形で回答するといいいましようか、一つ一つについて細かく回答するというふうには必ずしもならないとは思いますが、それについてどう考えるかという答えが出されるという仕組みが極力つくられるということが必要なのだろうというふうに思っております。それから、全体として出されておりますグラウンドデザインについて、今後の具体化の中で進めていけばいいと思いますが、消費者の自立ということが基調の理念ということになっていくということとの関係でいいますと、消費者というのが事業者に比べて大変情報の量といい、経済的に見ましても、いわゆる弱者という関係になるわけでありまして、そんな意味では、消費者組織の役割、位置付け等に

ついて、消費者の自立を確保するためにも明確にすることが、今後の具体化の中では大変に重要な点ではないかというふうに思っておりますので、その点について発言させていただきました。

落合部会長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。石戸谷委員。

石戸谷委員 報告書の中身は非常に多岐にわたっておりまして、前期の委員関係者の方々は非常に大変だったと思うんですけども、今期はこれを具体化するというわけなんです、非常に大変なんでポイントを絞るということは、それはそのとおりだと思ひまして、主な調査審議事項が4項目、当面、今後の2つずつ挙げてありまして、これ自体はそれで結構だと思います。ただ、さっきちょっと閣議決定のところを見ていて、閣議決定4項目の中の消費者保護会議の改革というのがありまして、外部の専門的知見の活用と今後の消費者政策の重点を示す戦略を15年度中をめどに策定というようなことが書いてあるわけなんですけれども、これは先ほどの部会の主な調査審議事項の中には、独立項目としては入っていないんですけども、それが基本法の中で、消費者保護会議というのがあるわけだから、当然、その中に入っているんだという考え方もあるでしょうし、かつそれと同時に、消費者政策の重点を示す戦略を平成15年度中になんてなってくると、これは中身のお話で組織の問題とちょっと違うんで、その関連で議論するという考え方で、独立項目になっていないのか、どうなのかという、その辺の整理の仕方について、ちょっとお伺いしたいと思います。

落合部会長 私の理解しているところでは、消費者保護会議の改革という消費者保護会議の決定ですね。この部分につきましては、基本的には、この消費者政策部会としては、消費者保護基本法の見直しの中で、現行の消費者保護基本法にそういう消費者保護会議等も規定されている関係もあり、いわば、そういう消費者政策を実際に移していくに当たっての仕組みをどうするかという問題として御議論いただくということになるかと思ひます。

ただ、消費者保護会議の決定の4番では、今後の消費者政策の重点を示す戦略を平成15年度中を目途に策定するとありますが、これは消費者保護会議においてはということになっていきますので、これは消費者保護会議自体がそういうことを決めるということであって、その決めるに当たって、この消費者政策部会が何らかの提言をするということは理論上、実際上あり得ることでありまして、形としては、この戦略につきましては、消費者

保護会議自体がやるという仕分けかなというふうに思っております。

いずれにしても、消費者保護会議の改革というのは、今後あるべき消費者保護基本法の全面的な見直しの中で消費者保護会議をどういうふうにしていくかということを取り上げて、そこでしっかりした形を出していく。その際には、当然外部の知見とか、そういうことも反映するような形というのも、当然論点の一つとして含まれてくるというふうに思っております。何か事務局の方で補足はありますか。

田口審議官 ただいま部会長から御説明いただいたとおりなんですが、消費者保護会議の改革という4番の部分につきましては、基本的には、消費者保護基本法の見直しの中で取り上げられるべき話でもあると思っております。ただ、基本法の見直しを踏まえて改革を行っていく部分に加えて、現行法の範囲内におきましても、できる部分については、できるだけ速やかに行っていくということで、この保護会議決定の4.の部分に書いておりますことは、現行法の範囲内でできることについては、速やかにやっつけよう。特に今年度中に重点戦略を策定するということを特に書き加えたという趣旨でございます。

落合部会長 ほかに御意見は。津武委員どうぞ。

津武委員 公益通報者保護制度、これについてちょっと教えてもらいたいんですけども、制度のポイントの中に、通報者の保護という形では解雇は無効とか、不利益な取扱いは禁止する、そういう形のものがあるんですけども、この通報者のいわゆる保護という観点のところ、法的にもしくは経済的に、要するに保護を保証するという思いはないんですか。というのは、企業内部からの通報であった場合、今の状況では、属する企業自体が消えてしまうという可能性もあるわけですね。とすると通報者にとっては、ある意味でも様々な形でまさに決断を迫られなきゃいけない。その場合、日本の社会では、社会的正義を担った結果、つまり、それだけの勲章でいいではないか、だから、すべてその後起こる不利益は、当然、通報者が担っていいのではないかという思いのもので制度になるのか、もしくは、やはりそれではいけない。通報する側、様々な形で岐路に立たせる通報者に対しても、その後の保護というものはただ解雇とかそういうものじゃなくて、経済的もしくは通報者自体が背任という形のを問われるかもしれない。そのときの刑罰的なものも問わないと、そういうような形にまで、保護という形のは踏み込んでいく予定なんですか、それとも、その人の今後の生活というレベルでの保護というものは全く想定はしていないんですか。

落合部会長 その点は、まさに部会の当面の課題として、公益通報者保護制度の整備と

いうのを挙げておりますのは、今、津武委員が御指摘になったような問題点も含めて議論していこうということでありまして、そういう意味では、確かに前期の消費者政策部会の報告の中で、公益通報者保護制度については基本的な枠組みは前期の中で示されているわけですが、それに伴っているような問題点を議論することを排除する趣旨ではないというふうに思っておりますので、そこはいろんな御意見があるのだろうというふうに思っていますけれども、そういう点も含めて全体的に議論するということは排除されていないし、消費者政策部会としては議論すべきだろう。

それで、通報した結果、倒産したということになると、失業するという不利益がここで生ずると、この失業という不利益を救ってほしい、あるいは、そういう不利益を課すべきでないということになると、例えば、国がそれに対して生活保障みたいなものを行うとかいろいろなことが考えられるわけですが、そういう制度を組み立てるのがプラスの面とマイナスの面とありますので、それらも含めて慎重な検討を要することではありますけれども、御指摘のような論点はあるというふうに私たちは認識しております。補足をお願いいたします。

幸田消費者調整課長 第18次の消費者政策部会の最終報告におきます基本的な考え方としましては、労働者の方々が特に使用者との関係において、指揮監督関係にあたり、あるいは、守秘義務を負っていたりというような関係があって、通報した場合に使用者からの懲戒処分ですとか、解雇ですとか、左遷ですとか、いろんな不利益な取扱いを受ける可能性がある。一番不利な立場に立たされる、そういう関係にあるということ踏まえて、まず労働者の方々を保護すべきではないかというような基本的な考え方に立っておりまして、その場合に、例えば懲戒処分を受けないとか、解雇されないとか、そういうところを保護すべきではないかという考え方でございます。

それで刑法的なもの、そういう刑法上の責任が問われる可能性ということにつきまして、公益通報者保護検討委員会の中では議論はされましたけれども、なかなか刑法の責任については、一律に免責をするということが法的には非常に難しいという側面もあって、そこは個別の事案ごとに判断するしかないのではないかなというような、とりあえずの結論になっている、そのような経過をたどっております。

落合部会長 この点につきまして、委員長を務められた松本委員、何かございますか。

松本部会長代理 今、事務局から御説明のあったとおりですが、委員会としてはいろいろな意見が出ました。刑事免責、民事免責を含めて、あるいは積極的に報償制度とかいう

んなものが考えられるわけですが、報告書に書かれている内容は、一応コンセンサスがとれて、この内容を実現すべきであるということで、それ以外の事柄については、法律に盛り込むべきではないという積極的な提案をしているわけではなくて、議論があったけれども、ここでは一致して盛り込むべきだという内容にはなっていなかったということですから、引き続き議論の対象になるんだろうというふうに理解しています。

落合部会長 ということであります。津武委員よろしいですか。

ほかに御意見ございますでしょうか。大河内委員どうぞ。

大河内委員 消費者保護基本法が長いことあっても、なかなか消費者は保護されてこなかったわけですから、保護の観点を、どちらかという、もっと保護してほしいというような気持ちが消費者にはありますから、自立もいいですけども、その辺をぜひ踏まえていただきたいということと、もう一つ公益通報者の保護制度なんですけれども、資料のところに、今まで企業の不祥事は、内部の従業員からの通報で多くが発覚したというふうに書いてあるんですけども、このことをちゃんと把握していらっしゃるのか、その方たちがどうなったというようなことを追跡していらっしゃるのか、ちょっと質問です。

落合部会長 今の御質問、事務局お願いします。

幸田消費者調整課長 公益通報の具体的な最近の事例につきましては、お手元の分厚い資料編の方の 100 ページに主だった事案について、自動車のリコール隠しの問題ですとか、雪印食品の問題ですとか、あるいは全農チキンフーズの問題ですとか、東京電力の事案ですとか掲げてございます。ただ、公益通報の問題につきましては、例えば、マスコミなどに内部から通報があった場合に、具体的に誰が通報したということがわからないことも結構ございまして、最終的にその方々が今どうなっているのかというのは、なかなか調べるのは難しいというような状況だろうと思います。一部、確かに様々な活動を引き続きされている方もいらっしゃいますので、そういう方々についてはわかりますけれども、そうでない方については、なかなか調べるのが難しいという側面はあろうかと思えます。

大河内委員 ありがとうございました。

落合部会長 ほかに。山本委員どうぞ。

山本委員 私、先ほどの大河内委員の発言を大変興味深く伺いました。と申しますのも、私は日本の消費者組織の方は「保護」という言葉が嫌いで、私たちは保護される対象ではなくて、権利を主張する主体なんだということで今までおっしゃってこられたと思いますので、その点で興味深く伺ったわけですが、やはり一つのキーワードとして「保護」から

「自立」へということが消費者保護基本法の見直しで非常に大きな論点になっていくと思  
います。もちろん 18 次の報告書が取りまとめられ、かなり議論がされておりますけれども、  
やはりそれをどう具体化していくかというときに、それがどういう内実を持っていること  
かということの、その議論をある程度スピードを上げつつも、きちんとしてここで共通認識を  
持って進めていくということが大事ではないかというふうに考えています。

たまたま、この間、目にしたもので、ヨーロッパ憲法草案というものがこの夏に公表さ  
れまして、それを見ますと、消費者政策についても憲法レベルでいろんな言及がなされて  
いるわけです。その内容は、消費者利益を増進するということと、高いレベルのコンシュー  
マープロテクションを確立する、確保するということが述べられております。明確にコ  
ンシューマープロテクションという言葉がそこでは使われている。EUはもちろん世界の中  
での一極に過ぎないわけですが、高いレベルでのコンシューマープロテクションを確立  
するという方向に踏み出そうとしている中で、我が国の消費者保護基本法の見直しにおい  
て、「保護」から「自立」へと言っている、その内実ですね。私は決して違う方向を目指  
しているのではないというふうに個人的には理解していますけれども、そのところをきちん  
と踏まえてやらないと間違ったメッセージを与えたり、あるいは誤解を生んだり、方向性  
を誤るという可能性がないわけではない。今後の審議の進め方におきましても、例えば、  
「保護」から「自立」へ変わるのだから、「保護」という言葉を機械的に現行の法令から  
すべて取り除いてしまえばよいということではないだろう。やはり取り除くにしても、そ  
れは前提として「保護」という言葉のどういう理解をしているのか、それから、それを取  
り除いて、先ほど御指摘にありましたけれども、それで変な方向に行かないんだという、  
それを確保するためにどういった文言あるいはどういった内容を盛り込むことが必要な  
のか。そういうことをきちんと踏まえた議論をしていきたいなというふうに私も考えており  
ますし、そういう審議の進め方を期待しております。

以上です。

落合部会長 では、原委員どうぞ。

原委員 短い時間に度々すみません。山本委員に先に発言していただいてよかったとい  
うふうに思っております。今日の資料 4 の 2 ページなんですけど、ここに「4 . 」として  
消費者政策の実効性確保ということで項目が 1 と 2 と掲げられているところなんですけれ  
ども、私自身も長年消費者運動に携わってきていて大変感じるのが、ここの 1 に掲げられ  
ている消費者政策を国の政策の柱としていこうという考え方がなかなかとられてこなかっ

た。ですから、そういう意味では、ここに消費者政策について一元的に企画・立案という文言が入っているということは、ぜひこれを具体化していただきたいという、その方向性を目指していただきたいというふうに思います。

それから、特にまた大事なのが2番目に書かれている違法・不当行為の抑止と監視というところで、事前規制から事後チェックへいくということであれば、ここの議論が前回までの消費者政策部会の中ではまだ不十分のように感じておりまして、この議論を進めていただくことで、先ほど大河内委員がおっしゃられたように、保護すべき消費者もいるんだというところの解決にも向かうのではないかというふうに思っています。

その意味では、この分厚い資料の66ページに消費者行政の推進の体制図というのが書かれているのですが、これを抜本的に再整理をして、たしか報告書の最初の方の文言に、これから戦略的、機動的に消費者政策を展開していくという文言があったかと思うんですが、この組織自体を変えていく。それから、この中には公正取引委員会が入っていませんけれども、内閣府に公正取引委員会も入ってきて、11月から景表法の改正というところも入ってきますので、公正取引委員会も含めた形でもっと機動的に実効性確保というところが図られるようにしていただきたいというふうに思っています。ぜひ企画・立案、それからここの違法・不当行為というところについては、何か問題があったら調査に入れる、情報を収集するですとか、それから悪質な事業者は公表するとか、勧告ができるとかという規定を入れた形で整理をしていただけたらと思います。

そうしますと、先ほど田村委員の方から出されていた、ただ自立ということだけを文言で出していても、何も変わらずに消費者が裸で放り出されるというような印象があるという御発言がありましたけれども、この1と2のところをぜひ推し進めた形での消費者保護基本法の改正の方向性を出していただきたいというふうに思っております。

以上です。

落合部会長 ほかに御意見ございますでしょうか。田村委員どうぞ。

田村委員 今の山本委員、原委員の御発言に基本的に賛成です。少し補足したいのは、恐らく「保護」という言葉が欧米では法律による保護という感覚が強いのに対して、日本の保護というのは、行政による保護というイメージが定着しているのではないかという印象を受けました。そういう意味では、内実というか、内容をもっと詰めるというのは私もそのとおりだと思います。ですから、「保護」から「自立」へというのは非常にいいキャッチフレーズなんですけれども、恐らく日本がやらなければいけないのは、ブランケット

をかぶせた保護というものから、法律すなわち司法を通じて救済していくという意味での自立を徐々に段階を追ってうまくやっていく必要があると思います。いきなり放り出すのではなくて、司法的救済の手段を具体化すること、すなわち先ほど私が言ったように団体訴権かADRなどのようなもので実現していくというようなことだと思うので、「保護」という言葉をもう少しうまく整理していかなければいけないのではないかという気がします。

落合部会長 どうぞ。

大河内委員 誤解されるといけないので一言。権利は基本であると思っておりまして、保護される権利もあるというふうに思っております。

落合部会長 ほかに御意見ございますでしょうか。

それでは、この当部会の今後の検討課題及び検討の基本的な進め方という点につきましては、この資料6にありますような内容でよろしゅうございますでしょうか。

それではそのように決めさせていただきます。

それでは、最後に事務局の方から連絡事項をお願いいたします。

中村消費者企画課長 次回の消費者政策部会の日程につきまして、これから事務局の方で皆様方の御都合も聞きながら、改めて調整をさせていただいた上で追って御連絡を差し上げたいと思いますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

落合部会長 それでは、本日は基本的な方向、部会の進め方というものの議論をいただくということですので、御議論いただきまして誠にありがとうございました。それでは、これで閉会というふうにさせていただきます。どうもありがとうございました。